

公益財団法人群馬県スポーツ協会指定管理業務情報公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「情報公開条例」という。）第41条の2第1項の規定に基づき、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「協会」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「文書等」とは、協会の役員及び職員員（以下「役職員」という。）が指定管理者の行う管理の業務（以下「指定管理業務」という。）に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

2 この要綱において、「開示」とは、第4条から第17条までに定めるところにより、文書等（指定管理業務に関して職務上作成し、又は取得した文書等に限る。）について、閲覧、視聴又は写しの交付等を行うことをいう。

(情報の公開)

第3条 協会は、指定管理業務に関して県民への積極的な情報の公開に努めるものとする。

2 この要綱で定める情報公開の事務は、別に定める場合を除いて、協会のスポーツ施設課で行うものとする。

(文書等の開示の申出)

第4条 協会は、指定管理業務に関して文書等の開示の申出（以下「開示申出」という。）があった場合は、これに誠実に対応するものとする。

(開示申出の方法)

第5条 開示申出は、協会のスポーツ施設課及び群馬県スポーツ振興課に対して、書面（以下「開示申出書」という。）を提出してするものとする。なお、開示申出書の様式は、別に定めるとおりとする。

2 協会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができるものとする。

3 群馬県スポーツ振興課は、第1項の開示申出を受けた時は、速やかに協会のスポーツ施設課に開示申出書の送付を行うものとする。

(文書等の原則開示)

第6条 協会は、開示申出に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示するものとする。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

(3) 法人その他の団体（群馬県及び会社自身の指定管理業務を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 協会並びに国、群馬県及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に会社の株主、債権者若しくは県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 協会の指定管理業務に関する情報のうち、公にすることにより、当該業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(文書等の部分開示)

第7条 協会は、開示申出に係る文書等の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示申出に係る文書等に第6条第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものと見なして、前項の規定を適用する。

(文書等の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、協会は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができるものとする。

(開示申出に対する決定等)

第9条 協会は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を別に定める様式により通知するものとする。

2 協会は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき（第8条の規定により開示申出を拒否するとき、開示申出に係る文書等を保有していないとき及び開示申出に係る文書等が指定管理業務に関しないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を別に定める様式により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第10条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して原則として15日以内に行うものとする。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない

い。

2 協会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、開示申出があった日から起算して60日以内に決定するよう努めるものとし、開示申出者に対し、その旨を別に定める様式により通知するものとする。

(理由付記)

第11条 協会は、第9条第1項又は第2項の規定により開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、それらの各項に定める書面によりその理由を示すものとする。

(第三者の権利利益への配慮)

第12条 開示申出に係る文書等に群馬県、協会及び開示申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、協会は、必要に応じ、開示決定等に先立って当該第三者に別に定める様式により意見照会を行う等第三者の権利利益の保護に配慮するものとする。

2 協会は、前項の規定により意見書の提出をした第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないものとする。この場合において、協会は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を別に定める様式により通知しなければならないものとする。

(文書等の開示の方法)

第13条 文書等の開示は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による文書の開示にあつては、協会は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度等との調整)

第14条 協会は、法令又は条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書等については、当該同一の方法による開示をしないものとする。

(費用の負担)

第15条 協会は、文書等の開示を受ける者に対して、別に定めるところによる開示の実施に係る費用の負担を求めるものとする。

(異議の申出)

第16条 開示決定等について異議のある者は、当該開示決定等があったことを知った日から起算して15日以内に、協会に対し、書面により異議の申出をすることができるものとする。

2 協会は、前項の申出があったときは、群馬県スポーツ振興課と協議した上で、申出があった日から起算して30日以内に異議の申出者に対し、書面にて回答するものとする。

(適正な申出及び使用)

第17条 この要綱の定めるところにより文書等の開示を申し出ようとする者は、情報公開条例の趣旨にかんがみ、適正な申出に努めるとともに、文書等の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書等の管理)

第18条 協会は、この制度の円滑な運用に資するため、群馬県との協定に従い文書等を適正に管理するものとする。

2 指定期間満了後の管理されている文書等の情報公開の扱いは、群馬県との協定に従い行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。